

名古屋市交通局管理規程第 19 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規程及び初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部を改正する規程（令和 7 年名古屋市交通局管理規程第 18 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 10 月 31 日

名古屋市交通局長 折 戸 秀 郷

附則第 3 項中「令和 6 年 9 月 1 日」を「令和 6 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程及び初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部を改正する規程の規定は、令和 7 年 9 月 1 日から適用する。